

暮らしの情報

税の申告は済みでしたが

申告書の提出期限は3月15日(月)です

市県民税・所得税の申告期限は、3月15日(月)です。期限が迫ると市役所や税務署の窓口は大変混み合います。早めに申告を済ませましょう。

書類は整理してから

今年も期限近くには、非常に混雑することが予想されます。医療費控除のある人や収支内訳書の作成を希望する人は、あらかじめ領収書などを整理し、合計額を出しておいてください。なお、会場の混み具合によっては、関係書類の整理が終わるまで順番を待ってもらう場合もあります。

受付時間／午前8時30分～午後5時

会場／市役所南分館1階（本庁舎南側）・海上支所1階会議室・飯岡支所2階会議室・干潟支所1階会議室

軽自動車の変更手続きは4月1日(木)までに

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対し課税されます。所有者が変わった人や、使用していない車両などを持っている人は、4月1日(木)までに手続きを済ませてください。

〈取扱窓口〉

小型特殊自動車・原動機付自転車／税務課課税班・各支所税務

〈問い合わせ先〉

市役所税務課課税班

☎ 62-5321

関東運輸局千葉運輸支局

☎ 050-5540-2022

軽自動車検査協会

☎ 043-245-0163

次の書類を忘れずに

国民健康保険税、国民年金、生命保険などの保険料や医療費などは、所得控除の対象となります。申告のときには、平成21年中に支払った領収書や支払証明書を持ってきてください。

また、事業のために使用する土地や建物の固定資産税（都市計画税）は必要経費となります。昨年5月に送付した固定資産税

国民年金

加入区分が変わったときは届け出が必要です

国民年金の加入者は、職業などによって三つのグループに分かれています。

結婚や就職などでグループが変わるときは、届け出が必要になります。忘れずに手続きしましょう。

〈第1号被保険者〉

対象者／自営業者や農業従事者とその配偶者、学生やアルバイトなど。

手続きが必要とき／退職したとき。配偶者の扶養から外れたとき。

届け出先／市役所保険年金課

〈第2号被保険者〉

対象者／厚生年金加入者、共済組合員、船員保険加入者。

納税通知書（課税資産の内訳）を持ってきてください。

〈問い合わせ先〉

市役所税務課課税班

☎ 62-5321

税務課分室

☎ 55-3113（海上支所）

☎ 57-3114（飯岡支所）

☎ 68-1076（干潟支所）

銚子税務署

☎ 0479-22-1571

手続きが必要とき／就職して厚生年金や共済組合などに加入したとき。

届け出先／勤務先

〈第3号被保険者〉

対象者／第2号被保険者に扶養されている配偶者。

手続きが必要とき／配偶者の扶養に入ったとき。退職した配偶者がすぐに就職し、第2号被保険者になったとき。

届け出先／配偶者の勤務先

〈問い合わせ先〉

市役所保険年金課年金班

☎ 62-5332

ねんきんダイヤル

☎ 0570-05-1165

みんなで国体を盛り上げよう「チーバくん」の着ぐるみを無料で貸し出します

今年、千葉県で開催される「ゆめ半島千葉国体」を広くPRするため、国体キャラクター「チーバくん」の着ぐるみなどを無料で貸し出します。

学校や保育所の行事、地区のお祭りなど、さまざまなイベントで活用してください。

〈貸し出し用アイテム〉

- ・着ぐるみ 1体
- ・ぬいぐるみ 5体
- ・のぼり旗（ポール、スタンド付き） 10本

〈申し込み・問い合わせ先〉

ゆめ半島千葉国体旭市実行委員会（国体推進室）

☎ 64-1139

FAX 64-0990

ホームページ <http://www.city.asahi.lg.jp/kokutai/>

